

一般廃棄物の処理手数料及び公の施設の利用料金の改定等について（概要版）

令和2年9月18日

1 一般廃棄物の処理手数料（不燃物処理手数料）

(1) 答申結果 **390円/10kg**（現行手数料370円/10kg）

(2) 理由

現行の処理手数料は維持管理費及び減価償却費相当額の総額負担を基本に設定されており、同様の考え方にに基づき試算した結果等を踏まえ、処理手数料は増額とすることが適当です。

2 因幡霊場の利用料金

(1) 答申結果

区分	単位	現行(H30~R2)		提案 (R3~5)		
		加入市町	加入市町以外	加入市町	加入市町以外	
人 体	大人	1体につき	25,000円	57,000円	25,000円	<b>55,000円</b> (▲2,000円)
	小人	1件につき	16,000円	37,000円	16,000円	<b>35,000円</b> (▲2,000円)
	死胎	1胎につき	16,000円	37,000円	16,000円	<b>35,000円</b> (▲2,000円)
	改葬	1件につき	16,000円	37,000円	16,000円	<b>35,000円</b> (▲2,000円)
人体の一部等	1件につき	19,440円	45,360円	<b>19,800円</b> (360円)	<b>45,100円</b> (▲260円)	
畜類	1頭につき	19,440円	45,360円	<b>19,800円</b> (360円)	<b>45,100円</b> (▲260円)	

(2) 理由

因幡霊場の利用料金は、加入市町の住民については、維持管理費の8割を負担、加入市町以外の住民については、維持管理費の全額に加え、建設費の減価償却費相当額に係る経費の総額を負担していただくことを基本に設定されており、同様の考え方にに基づき試算した結果等を踏まえ、加入市町の住民に係る利用料金は据え置き、加入市町以外の住民に係る利用料金は減額とすることが適当です。なお、人体の一部等及び畜類については、税法上課税対象であることから、消費税等の増税を踏まえ応分の引き上げをすることが適当です。

3 白兔グラウンドゴルフ場の利用料金

(1) 答申結果 **現行料金を据え置く**

（現行料金個人/大人500円・子ども300円、団体/大人400円・子ども240円 外）

(2) 理由

本施設は、最終処分場跡地の有効利用を図るために設置された健康増進施設であり、営利を目的とする施設ではないこと、また、近隣施設との均衡を図るうえからも、利用料金は据え置きとすることが適当です。

4 一般廃棄物の処理手数料（可燃物処理手数料）

ア 可燃物処理手数料（処理施設へ自ら搬入する場合）

(1) 答申結果 **暫定的に鳥取市処理手数料の「120円/10kg」と同額**

(2) 理由

当該施設は供用前であり、算定に当たり不確定要素が多いものとなるため、「暫定的に現行の鳥取市処理手数料と同額」とすることが適当です。

イ 動物の死体の処理手数料

(1) 答申結果 **可燃物処理手数料と同様の処理手数料を適用する**

（動物の死体の処理手数料としては設定しない）

(2) 理由

可燃物処理手数料の対象となるごみと同じ一般廃棄物であるため。

~~ 適用期間 ~~

<上記1~3> 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

<上記4ア> 可燃ごみの受入開始日から令和6年3月31日まで